

別表 1（創業相談窓口設置）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（柴田町）

創業支援等事業の目標
<p>柴田町商工観光課に創業相談窓口を設け、支援機関との連携を図る。</p> <p>平成28年度から令和元年度までに柴田町が実施した事業の支援対象者数が平成28年度は1人、平成29年度は0人、平成30年度は4人、令和元年度は1人、そのうち創業まで至った人数が1人であったことより、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報を強化し、当該支援事業の実施により、柴田町の創業相談窓口の支援対象者数10人、創業者数1人を目標とする。</p> <p>（目標数）創業支援対象者数10人、創業者数1人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>（1）創業支援等事業の内容</p> <p>〈創業相談窓口〉【既存】</p> <p>柴田町商工観光課に創業支援の創業相談窓口を設け、柴田町商工会、しばたの未来株式会社、町内金融機関等支援機関と連携し、様々な創業時の課題が解決できるよう創業希望者をサポートする。創業相談窓口は、柴田町商工観光課に配置することとし、平日9時から17時まで相談対応を行う。</p> <p>創業相談窓口では、相談者に対し町内の支援機関や各種支援事業を紹介する。</p> <p>相談者からの相談内容や相談者それぞれに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが行えるよう、柴田町商工会及びしばたの未来株式会社、宮城県よろず支援拠点専門家等と連携し支援を行う。</p> <p>〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉</p> <p>0. 創業に関する普及啓発</p> <p>しばたの未来株式会社が、柴田町及び柴田町商工会や各支援機関等と連携して柴田町で事業を営んでいる先輩起業家を講師としてイベント等を開催し、創業無関心者等が創業に関する理解と関心を深める機会を提供する。</p> <p>1. ターゲット市場の見つけ方</p> <p>柴田町商工会が、専門家と連携したうえで市場ニーズを把握し、情報提供を行う。</p> <p>2. ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>柴田町商工会、町内金融機関等が顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを行う。</p> <p>3. 売れる商品・サービスの作り方</p> <p>柴田町商工会及びしばたの未来株式会社が、宮城県よろず支援拠点専門家等と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。</p> <p>4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について</p> <p>柴田町商工会及びしばたの未来株式会社が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。</p> <p>5. 資金調達の方法</p> <p>柴田町商工会が、資金調達のアドバイスを行い、町内金融機関や日本政策金融公庫と連携して金融支援を行う。また、融資書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援も行う。</p> <p>6. 事業計画書の作り方</p> <p>柴田町商工会及びしばたの未来株式会社が、事業計画書の策定について町内金融機関や宮城県よろず支援拠点専門家等と一緒にアドバイスを行う。</p> <p>また、補助金等の申請については、柴田町商工会等の支援機関が連携してサポートを行う。</p> <p>7. 起業手続きの円滑な進め方</p> <p>柴田町及び柴田町商工会、しばたの未来株式会社が、各支援機関と連携して実施する。</p> <p>8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性</p> <p>柴田町商工会と宮城県よろず支援拠点専門家が連携し、創業後のコア事業の事業展開や新分野への進出などの可能性について継続的にアドバイスを行う。</p> <p>〈創業支援機関との連携〉</p>

各支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者等の同意を得るとともに、守秘義務に十分配慮しながら、各支援機関により創業支援カルテを作成する。創業支援カルテには、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者等が望む支援内容や不足しているノウハウが分かるようにし、適切な支援機関に誘導し、創業実現まで各支援機関がハンズオンで支援できるように活用する。

〈特定創業支援等事業について〉

町は、柴田町商工会が実施する創業支援セミナー事業及びしばたの未来株式会社が実施するインキュベーション事業を特定創業支援等事業に位置づけ「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4つの知識を全て得られる継続的な支援を1ヶ月以上にわたり4回以上受けた創業希望者については、証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況や支援状況を柴田町が把握し、各支援事業において創業希望者等に対するアンケート調査等を実施することにより常に体制を改善する。また、創業後についても、柴田町商工会及びしばたの未来株式会社と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行うとともに、成功事例については、柴田町、柴田町商工会、しばたの未来株式会社のホームページへの掲載を行うなどにより広くPRする。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業希望者等に対しては、創業支援サービスを行わない。各支援機関にもこの方針を徹底する。

特定創業支援等事業の認定を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等について電話、メールにて確認する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

柴田町に担当者を配置し、各支援機関と連携した創業相談窓口を設置する。また、各支援機関とも連携のうえ、支援事業等のチラシをそれぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等に配布しPRするとともに、参加を促進する。加えて、柴田町の広報紙やホームページ等においても、創業相談窓口の設置を広くPRし周知を図る。

各支援機関との連携を密にするため、支援機関の担当者会議を適宜開催し、活動状況、支援状況、支援事業等の改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年9月1日～令和8年8月31日

変更箇所については、令和2年12月23日～令和3年8月31日

別表 2-1 (ワンストップ相談窓口) 【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業(柴田町商工会)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 柴田町商工会
(2) 住所 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目1番3号
(3) 代表者の氏名 会長 大槻 裕喜
(4) 連絡先 TEL 0224-54-2207 FAX 0224-55-5039 担当者: 菊池 慎太郎
創業支援等事業の目標
平成28年度から令和元年度に柴田町商工会が実施した事業の支援対象者数は、平成28年度が7人、平成29年度が6人、平成30年度が12人、令和元年度が9人で、そのうち創業まで至った人数は平成28年度が2人、平成29年度が5人、平成30年度が3人、令和元年度が4人であったことより、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報を強化し、継続的に伴走型支援を行うことにより、柴田町商工会のワンストップ窓口相談の支援対象者数20人、創業者数10人を目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数20人、創業者数10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 〈ワンストップ相談窓口〉 【既存】 柴田町商工会に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、柴田町やしばたの未来株式会社、町内金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、平日9時から17時まで相談対応を行う。 ワンストップ相談窓口では、相談者に対し、創業計画書の作成支援を行い支援施策の実行支援や資金調達支援として町内金融機関等を紹介する。 相談者からの相談内容や相談者それぞれに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、専門的支援内容については、関係団体と連携した伴走型支援を実施する。 (2) 創業支援等事業の実施方法 柴田町商工会に担当者を配置し、各支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、各支援機関とも連携のうえ、チラシを制作し、それぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等に配布する。特に、柴田町への創業相談、しばたの未来株式会社のインキュベーション事業による創業希望者等へのワンストップ相談窓口への利活用を積極的に行い利用喚起を促す。 各支援機関との連携を密にするため、支援機関の担当者会議へ適宜参加し、活動状況、支援状況、支援事業等の改善点について情報共有を行う。
計画期間
平成28年7月1日～令和8年8月31日 変更箇所については、令和2年12月23日～令和8年8月31日

別表 2-2 (創業支援セミナー事業)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (柴田町商工会)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	柴田町商工会
(2) 住 所	宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 1 番 3 号
(3) 代表者の氏名	会長 大槻 裕喜
(4) 連 絡 先	電話番号 : 0224-54-2207 F A X 番号 : 0224-55-5039 担当者 : 菊池 慎太郎
創業支援等事業の目標	
平成 2 8 年度から令和元年度までに柴田町商工会が実施した当該事業の支援対象者数が平成 2 8 年度は 9 人、平成 2 9 年度が 8 人、平成 3 0 年度が 5 人、令和元年度が 2 人、そのうち創業まで至った人数が 0 人であったことより、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報を強化し、セミナー受講後も定期的に進捗状況を確認し、相談窓口へつなぎ継続的に支援を行う伴走型支援の強化により、柴田町商工会の創業支援セミナー事業の支援対象者数 1 0 人、創業者数 1 人を目標とする。	
(目標数) 創業支援対象者数 1 0 人、創業者数 1 人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容	
＜創業支援セミナー事業＞【既存・特定創業支援等事業】	
・創業希望者等を対象に、事業計画策定について伴走型で指導・助言を行い、創業に必要な 4 つの知識 (経営、財務、人材育成、販路開拓) を身につける事を目的とする。宮城県よろず支援拠点専門家等による 1 回につき 2 時間程度の指導を 1 ヶ月以上にわたり全 4 回以上実施する。	
この事業による指導を受け、創業に必要な 4 つの知識を身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。	
【経 営】・創業するに当たっての業種経験及び動機付け、業界の動向についての見識確認、サービス提供の方法、創業後の取組に対する計画作成について	
【財 務】・創業に必要な資金計画の立て方、創業後の売上、費用予測の立て方、サービスの価格設定について	
【人材育成】・従業員を雇用する際の制度の知識習得、従業員の技術習得に係るカリキュラム計画の作成について	
【販路開拓】・売上予測、ターゲット戦略 (年齢層、地域等)、将来マーケット戦略について	
・資金調達は、町内金融機関・日本政策金融公庫等と連携し指導を行う。	
(2) 創業支援等事業の実施方法	
・外部専門家等の選定については、関係機関で協議し柴田町商工会が調整した上で決定する。	
・本事業を広く周知するため、柴田町商工会に設置の「ワンストップ相談窓口」を活用することに加え、関係機関にチラシを配架し、各ホームページに開催案内を掲示、柴田町の広報紙への掲載等を通して地域に広く周知する。	
・「特定創業支援等事業」を受けた者については、氏名、住所、連絡先 (電話番号かつメールアドレス)、受講内容、受講日時を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。また、名簿の管理については、個人情報保護法等を順守する。	

計画期間

平成28年9月1日～令和8年8月31日

変更箇所については、令和2年12月23日～令和8年8月31日

別表 2-3 (創業相談事業)【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (しばたの未来株式会社)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	しばたの未来株式会社
(2) 住 所	宮城県柴田郡柴田町船岡中央三丁目 7 番 20 号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 晋山 孝善
(4) 連 絡 先	電話番号：0224-87-8970 F A X 番号：0224-87-8973 担当者：平間 忠一
創業支援等事業の目標	
令和元年度に、しばたの未来株式会社が実施した事業の支援対象者数 14 人、そのうち創業まで至った人数が 0 人であったことより、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報を強化し、創業者が個々に抱える課題に応じた継続的な相談支援の実施により、しばたの未来株式会社の創業相談窓口の支援対象者数 20 人、創業者数 2 人を目標とする。	
(目標数) 創業支援対象者数 20 人、創業者数 2 人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容 ＜創業相談事業＞【既存】 ・しばたの未来株式会社に創業相談窓口を設け、柴田町や柴田町商工会等の各支援機関と連携し、様々な創業時の課題をサポートする。しばたの未来株式会社が管理するインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーが常駐し、創業者が個々の進捗状況で抱える課題に応じた相談支援を、対面方式又はオンライン方式により行う。 創業相談窓口では、相談者からの相談内容や相談者それぞれに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが行えるよう、柴田町と柴田町商工会及び宮城県よろず支援拠点専門家等と連携した伴走型で支援を行う。	
(2) 創業支援等事業の実施方法 しばたの未来株式会社が管理するインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーが常駐し、各支援機関と連携した創業相談窓口を設置する。また、各支援機関とも連携のうえ、支援事業等のチラシをそれぞれの窓口に配架し、幅広く創業希望者等に配布し PR するとともに、参加を促進する。加えて、しばたの未来株式会社、柴田町及び柴田町商工会のホームページ等においても、創業相談窓口の設置を広く PR する。 各支援機関との連携を密にするため、支援機関の担当者会議を適宜開催し、活動状況、支援状況、支援事業等の改善点について情報共有を行う。	
計画期間	
令和元年 7 月 1 日～令和 8 年 8 月 31 日 変更箇所については、令和 2 年 12 月 23 日～令和 8 年 8 月 31 日	

別表 2-4 (インキュベーション事業)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (しばたの未来株式会社)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	しばたの未来株式会社
(2) 住 所	宮城県柴田郡柴田町船岡中央三丁目 7 番 20 号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 晋山 孝善
(4) 連 絡 先	電話番号：0224-87-8970 F A X 番号：0224-87-8973 担当者：平間 忠一
創業支援等事業の目標	
<p>令和元年度に、しばたの未来株式会社が実施した事業の支援対象者数が 8 人、そのうち創業まで至った人数が 0 人であったことより、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報を強化し、インキュベーションマネージャーによる相談会や施設利用体験会等の各種支援事業を実施することにより、しばたの未来株式会社のインキュベーション事業の支援対象者数 10 人、創業者数 1 人を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数 10 人、創業者数 1 人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><インキュベーション事業>【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業希望者等を対象に、事業計画策定について伴走型で指導・助言を行い、創業に必要な 4 つの知識 (経営、財務、人材育成、販路開拓) を身につける事を目的とする。また、コワーキングスペースを提供することで、ネット環境等の利用が可能となり、気軽に立ち寄れる居場所としての機能や鮮度の高い情報の収集・発信機能も付加され総合的なサービスを低価格で提供することによって創業しやすい環境を支援する。また、常駐するインキュベーションマネージャーや各支援機関等による 1 回につき 2 時間程度の指導を 1 ヶ月以上にわたり全 4 回以上実施する。 この事業による指導を受け、創業に必要な 4 つの知識を身につけた者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 <p>【経 営】・創業するに当たっての業種経験及び動機付け、業界の動向についての見識確認、サービス提供の方法、創業後の取組に対する計画作成について</p> <p>【財 務】・創業に必要な資金計画の立て方、創業後の売上、費用予測の立て方、サービスの価格設定について</p> <p>【人材育成】・従業員を雇用する際の制度の知識習得、従業員の技術習得に係るカリキュラム計画の作成について</p> <p>【販路開拓】・売上予測、ターゲット戦略 (年齢層、地域等)、将来マーケット戦略について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金調達は、町内金融機関・日本政策金融公庫等と連携し指導を行う。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しばたの未来株式会社が管理するインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーが 1 名常駐し、進捗に応じて抱えている課題や事業計画策定について伴走型で指導・助言を行い、創業に必要な 4 つの知識 (経営、財務、人材育成、販路開拓) を身につける事ができるよう支援する。 また、新型コロナ禍における創業希望者等のニーズに合わせ、各支援機関及び宮城県よろず支援拠 	

点専門家等と連携してセミナーも実施することで、きめ細やかなサービスを提供する。外部専門家等の選定については、支援しばたの未来株式会社が調整した上で決定する。

- ・ インキュベーション施設を利用する創業希望者等のコミュニティを図るため、月1回程度、施設利用者同士や地元で既に創業している先輩起業家等との交流会を通じた身近なアドバイスの機会創出やビジネスマッチング会等の販路拡大のための機会を適宜提供する。
- ・ インキュベーション施設を利用する創業希望者等の事業計画策定支援のため、一定期間事業を行うことができるチャレンジショップやイベント等の機会を年2回程度提供する。
- ・ 本事業を広く周知するため、柴田町商工会に設置の「ワンストップ相談窓口」を活用することに加え、関係機関にパンフレットを配架し、各支援機関のホームページ及び柴田町の広報紙への掲載等を通して地域に広く周知する。
- ・ 「特定創業支援等事業」を受けた者については、氏名、住所、連絡先（電話番号かつメールアドレス）、受講内容、受講日時を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに町に提出する。また、名簿の管理については、個人情報保護法等を順守する。

計画期間

令和元年7月1日～令和8年8月31日

変更箇所については令和2年12月23日～令和8年8月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第7回認定日以降の申請が対象となる。

別表3-1 (スタートアップカフェ事業)【既存・創業機運醸成事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (しばたの未来株式会社)

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	しばたの未来株式会社
(2) 住 所	宮城県柴田郡柴田町船岡中央三丁目7番20号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 晋山 孝善
(4) 連 絡 先	電話番号: 0224-87-8970 F A X 番号: 0224-87-8973 担当者: 平間 忠一
創業支援等事業の目標	
<p>令和元年度にしばたの未来株式会社が実施した当該事業の対象者数が56人であったことを考慮し、本計画に基づく柴田町と各支援機関の連携、広報の強化により、イベント等開催による創業機運醸成事業対象者数延べ100人を目標とする。</p> <p>創業に関心のない者の集客に努め、創業に興味、関心をもつようなイベント等の開催し、創業の普及啓発を行う。</p> <p>また、イベント等参加者にアンケート調査の実施により、創業に関心を持った者が実施前に比べ50%以上を目指す。</p> <p>(目標数) 創業機運醸成事業の対象者数100人</p>	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p><スタートアップカフェ事業>【既存】</p> <p>現在、柴田町では創業相談窓口、また、柴田町商工会ではワンストップ相談窓口や創業支援セミナー事業など創業希望者に対しての支援は行われているが、創業を希望する者が少なく、潜在的創業者の掘り起こしが急務である。そこで、町内で事業を営んでいる先輩起業家や様々な分野の専門家等を迎え、多岐に渡るテーマでスタートアップ関連イベントを開催する。</p> <p>町内で事業を営んでいる先輩起業家や様々な分野の専門家等を講師として迎えることで、柴田町の地域資源を知り、様々な課題解決のために事業機会があることや趣味や特技を活かして創業や副業するという選択肢があることを認識してもらうことを目的とする。</p> <p>【イベント案】</p> <ul style="list-style-type: none">柴田町で開業している先輩起業家訪問、地場製品の製造、販売をしている方及び地域で活動している方等を講師として迎え、1回2時間程度×2回のフィールドワーク等を含めたワークショップを実施する。学生や主婦、高齢者等を対象とし、趣味や特技を活かして起業した方等を講師として迎え、1回2時間程度のトークイベントや模擬チャレンジショップ等を開催する。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none">スタートアップカフェのイベント企画及び運営等は、インキュベーション施設に常駐するインキュベーションマネージャーが、支援機関等と協議及び調整し、実施する。また、イベント参加者にアンケート調査等を実施することにより、常にイベント企画及び運営や体制を改善する。そして、参加者のニーズに応じて個別相談にも対応するほか、支援機関等と連携を図り様々な課題に対応し、創業までだけでなく、創業後のフォローアップも行う。スタートアップカフェ事業の対象者は学生、会社員、主婦、高齢者など幅広い層の参加を受け入れる。	

- ・スタートアップカフェは、しばたの未来株式会社が管理するインキュベーション施設及び町内施設等を活用し開催する。
- ・当イベントの周知は、しばたの未来株式会社や柴田町のホームページに掲載するほか、柴田町の広報紙等に掲載するなど幅広く広報を行い、創業に関心のない者の参加を促す。
- ・各支援機関との連携を密にし、創業者の発掘に取り組むため、支援機関の担当者会議を適宜開催し、活動状況、支援状況、支援事業等の改善点について情報共有を行う。

計画期間

令和元年7月1日～令和8年8月31日

変更箇所については、令和2年12月23日～令和8年8月31日